

様式第十九（第三十二条関係）（令2内府令84・一部改正）

（表）

		第 号	
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第27条 第2項の規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名		
		年 月 日生	
		年 月 日発行	
内 閣 総 理 大 臣			

（裏）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律抜粋

第27条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第34条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。